

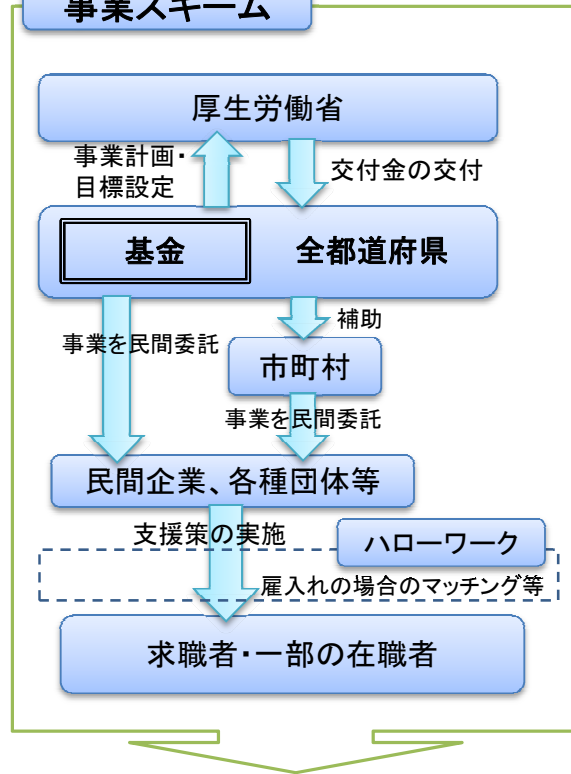
# 地域人づくり事業の概要（雇用創出基金事業）

平成25年度補正予算案  
1.020億円

## 趣旨

- 地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進。
- 都道府県に造成している基金を積み増し、「地域人づくり事業」を創設し、民間企業等の活力を用い、雇用の拡大及び処遇の改善に取り組む。

## 事業スキーム



地域の多様な「人づくり」を通じた  
雇用拡大 賃上げ促進

## 概要

- 事業期間は、事業開始（平成25年度補正予算成立）から、平成26年度末まで。（ただし、平成26年度までに開始した事業は平成27年度末まで。）
- 都道府県は、予め雇用拡大及び処遇改善に関する事業の到達目標を立て、その進捗を管理することが必要。

## 事業内容

地域のニーズに応じて、以下の雇用対策事業を計画・実施。受託事業主は、予め計画を立てて取り組むことが必要。

### 雇用拡大プロセス

…失業者（無業者）の就職に向けた支援

（例）

#### 【雇入れを伴うもの】

- ① 未就職卒業生・出産により離職した女性を雇い入れての座学研修・企業実習／
- ② 高齢者等を雇い入れての介護補助事業等（支弁費用）人件費、研修費、企業実習受入経費

#### 【雇入れを伴わないもの】

- ③ 人手不足分野のミスマッチ解消のための合同採用説明会／
- ④ 中小企業の情報発信／
- ⑤ 地域の実情に応じた就職支援セミナー
- ⑥ 生涯現役社会実現に向けた高齢者就業機会の掘り起こしとマッチング等（支弁費用）説明会経費、情報発信費、セミナー経費等

### 処遇改善プロセス

…在職者に対する処遇改善に向けた支援

（例）

- ① 【定着支援】に向けたメンタルトレーニング（若手社員向け）・雇用管理研修（管理者向け）／
- ② 非正規雇用労働者の【正社員化】に向けた生産性拡大に関するコンサルティング／
- ③ 【賃金上昇】を目的とした、海外販路拡大・グローバル人材育成のための国内外派遣等（支弁費用）研修費（講師謝金、アドバイス費用）等

※ 実施都道府県は、両プロセスの実施が必要。

# 地域人づくり事業の活用例

## 雇用改善プロセス ～障害者福祉領域の人材育成を支援～

### 障害者相談支援事業所サポート事業

(概要)

地域の無業者を、障害者総合支援法に基づく相談支援事業所等で雇用し、サービス等利用計画の作成補助、地域の障害福祉サービス事業所や学校等の関係機関との意見交換等のサポート業務等を行わせることを通じて、それら無業者の当該事業所への就業に結びつけ、また、障害福祉サービスに関する経験を積ませることで同分野他事業所での就業にも結びつける。

(効果)

若者の人材育成、障害者総合支援法に基づく相談支援事業所等での人材確保

(委託先のイメージ)

- ・障害者総合支援法に基づく相談支援事業所等



※ 本事業は、平成25年度補正予算案において要求中の段階のものであり、今後の国会審議等により内容に変更が生じる場合があります。

※ 本資料はあくまで想定し得る事業のイメージを示したものです。実際に実施される事業は、各自治体により異なりますのでご注意ください。

### (3) 障害福祉サービス等報酬における消費税引上げ対応について

#### <報酬本体の改定>

- 平成26年4月に消費税率が現行の5%から8%に引き上げられることに伴い、障害福祉サービス等報酬等においても、各サービス毎に影響する相当分について改定を行う。
- 具体的な算出に当たっては、直近データの「平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査」の結果等により、施設・事業所の課税割合を適切に把握した上で、消費税率引上げに伴う影響分について必要な手当てを行う。

消費税引上げに伴う障害福祉サービス等報酬全体の平均改定率 0.69%

#### <報酬改定による国庫負担基準額の対応>

- 市町村に対する国庫負担基準については、報酬単価に連動して見直しを行う。

#### <今後の日程(案)>

1月下旬～2月下旬:パブコメ期間  
3月上旬 :報酬告示、通知等発出

(参考)

## <報酬改定の方法について>

### ■ 基本報酬単位への上乗せ

消費税影響分を適切に手当するため、各サービスの給付費対象費用から人件費その他の非課税品目を除いた課税費用率を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数へ上乗せする。

### ■ 加算の取扱い

各加算については、加算内容に占める課税割合が軽微である、又はもとの単位数が小さく上乗せが1単位数に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

## (4) 障害者優先調達推進法の円滑な施行について

### 【調達方針の早期策定について】

(平成25年度分について)

○ 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、障害者優先調達推進法において、毎年度調達方針を作成しなければならないこととされている。

各都道府県は概ね昨年中に策定いただいたところであるが、市町村等においては調達方針の策定が進んでいない状況が見受けられるところ。ついては、管内市町村等に対して、早期に策定されるよう促していただきたい。

(平成26年度分について)

○ 平成26年度分の調達方針についても、今年度分の調達状況を見込みで把握し、事例等を収集した上で、今年度中に作成されることが望ましいので、あわせて御協力いただきたい。

### 【障害者就労施設等からの調達の促進について】

(全庁的な取組)

○ この法律の周知については調達を行うすべての部局へ行き渡っている必要があるが、障害福祉部局に止まっている状況もあると聞いているところである。

貴都道府県内においては、各都道府県の契約担当部局と福祉部局とが連携・協力し、各都道府県内の各部局はもとより、出先機関や関係施設等に対しても同法の理解・周知を図り、障害者就労施設等からの優先的な調達を推進していただくよう、また、市町村等への周知が十分でないことも聞いており、管内市町村や地方独立行政法人に対しても同様の取組を積極的に進めていただくよう周知徹底をお願いしたい。

(共同受注窓口の体制整備等)

○ 障害者優先調達推進法の実効性を担保するため、平成26年度予算案における工賃向上計画支援事業においても、共同受注窓口の立ち上げ支援の助成を優先的に行うことを考えている。(補助対象期間:2年間)

未だ体制整備が行われていない県におかれては、積極的な活用を検討いただきたい。

## 障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定状況(平成25年度)

都道府県：45都道府県			
北海道	○	滋賀県	○
青森県	○	京都府	○
岩手県	○	大阪府	○
宮城県	○	兵庫県	○
秋田県		奈良県	○
山形県	○	和歌山県	○
福島県	○	鳥取県	○
茨城県	○	島根県	○
栃木県	○	岡山県	○
群馬県	○	広島県	○
埼玉県	○	山口県	○
千葉県	○	徳島県	○
東京都	○	香川県	○
神奈川県	○	愛媛県	○
新潟県		高知県	○
富山県	○	福岡県	○
石川県	○	佐賀県	○
福井県	○	長崎県	○
山梨県	○	熊本県	○
長野県	○	大分県	○
岐阜県	○	宮崎県	○
静岡県	○	鹿児島県	○
愛知県	○	沖縄県	○
三重県	○		

※ 「○」は、策定済み(平成26年1月7日時点)

## 工賃向上計画支援事業の概要（26年度予算案）

一般就労が困難な障害者の地域での自立した生活を支援する観点から、経営改善や商品開発、市場開拓等に対する支援を行うことにより、就労継続支援B型事業所の利用者の工賃向上を図る。

平成26年度においては、特に支援効果が高く、さらに障害者優先調達推進法の促進にも資する共同受注窓口の体制整備を重点的に実施する。

平成26年度 予算案	約3.1億円
基本事業 (1/2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①経営力育成（工賃向上計画の作成、管理者の意識向上等）</li> <li>②経営コンサルタント派遣</li> <li>③専門家派遣による技術向上</li> <li>④事業所職員の人材育成のための研修 等</li> </ul>
特別事業 (10/10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①共同受注窓口の立ち上げ支援 (補助対象期間：上限2年間)</li> </ul>





## (5) 発達障害支援施策の推進について

### ○ 発達障害者支援センター(以下「センター」)の地域支援機能強化について

- ①センターは医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関と連携して支援に取り組むことが不可欠。
- ②これまで、各センターに対し、
  - ・市町村や事業所等の関係機関職員に対する研修
  - ・コンサルテーションの強化や対応困難事例に対するバックアップ体制の整備
  - ・各都道府県等のセンターに対する支援における役割等を示してきた。
- ③平成26年度予算案において、市町村や事業所等への支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等を行う「発達障害者地域支援マネジャー」をセンター等に配置するために必要な経費を計上しているため、各自治体においては、予算措置を含めた準備をお願いしたい。
- ④重度訪問介護の対象者として行動障害を有する者が加わるので、支援に携わる事業所間の連携や発達障害者支援センターによる事業者に対するコンサルテーション等を念頭に置いて体制整備をお願いしたい。

### ○ 「世界自閉症啓発デー」について

- ①平成19年12月、国連総会において、4月2日を「世界自閉症啓発デー」に定める決議が採択された。
- ②啓発活動について
  - ・厚生労働省、日本自閉症協会及び関係団体で組織する実行委員会において、「世界自閉症啓発デー2014・シンポジウム」を平成26年3月29日(土)に開催することとしている。
  - ・東京タワーにおいて、平成26年4月2日(水)の夕刻より ブルーライトアップ点灯式を行うこととしている。
- ③各都道府県等の取組について  
各都道府県等において、関係機関や関係団体等と連携しながら、ライトアップやシンポジウム、セミナーの開催等、地域の実状に応じ、広く一般市民への関心を高めるような普及啓発を促進していただきたい。